

江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例（案）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 江南市いじめ問題専門委員会（第2条—第12条）

第3章 江南市いじめ問題調査委員会（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 江南市いじめ問題専門委員会

（設置）

第2条 法第14条第3項の規定に基づき、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に江南市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

（1）いじめ防止等のための対策に関すること。

（2）法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

（組織）

第4条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、必要の都度、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第5条 専門委員会の委員の任期は、第3条の事務が終了したときまでとする。

（委員長）

第6条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名す

る委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されるまでの間に行われる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(臨時委員)

第8条 専門委員会に、特別の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項について会議に出席して意見を述べることができる。

4 臨時委員は、当該事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(秘密保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員及び臨時委員の報酬の額は、江南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）第1条の規定にかかわらず、1時間当たり11,000円以内で市長が定める額とする。

(庶務)

第11条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第3章 江南市いじめ問題調査委員会

(設置)

第13条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、江南市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の調査結果につい

て調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第15条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、必要の都度、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、専門委員会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第16条 調査委員会の委員の任期は、第14条の事務が終了したときまでとする。

(準用)

第17条 第6条から第12条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第7条1項ただし書中「教育長」とあるのは「市長」と、第8条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第11条中「教育委員会事務局」とあるのは「市長部局」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。